

コンプライアンス規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人新産業創造研究機構（以下、「財団」という。）におけるコンプライアンスの推進について必要な事項を定め、もって、財団の社会的信頼性の確保と業務運営の公正性の確保に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) コンプライアンス

財団又は職員等が財団の業務遂行において法令（財団の規程、要綱及び要領等を含む。以下同じ。）を遵守するとともに、高い倫理観に基づき良識ある行動をとることをいう。

(2) 職員等

役員及び就業規程第3条に規定する職員、嘱託職員就業規程第2条に規定する嘱託職員、無期契約職員就業規程第2条に定める無期契約職員、短期雇用職員就業規程第2条に定める短期雇用職員、契約等に基づき財団に労務を提供する者及び技術アドバイザーをいう。

(職員等の責務)

第3条 職員等は、財団におけるコンプライアンスの重要性を深く認識し、兵庫県の産業振興と活性化に寄与するため、常に公平かつ公正な業務の遂行に努めなければならない。

2 職員等は、自らの担当業務に関する法令について、常に正しい知識を習得するよう努めなければならない。

3 職員等は、自らの行動が、コンプライアンスに沿ったものであるか、常に自省・点検しなければならない。

(管理監督者の責務)

第4条 財団において管理、監督又は指導する立場にある者は、自己の管理、監督又は指導する部署において、コンプライアンスの推進が図られるよう努めなければならない。

(免責の制限)

第5条 職員等は、次に掲げることを理由として、自らのコンプライアンス違反行為の責任を免れることはできない。

(1) 法令について正しい知識がなかったこと

(2) 法令に違反しようとする意思がなかったこと

(3) 財団の利益を図る目的で行ったこと

第2章 コンプライアンス推進体制

(コンプライアンス統括責任者)

第6条 この規程に基づくコンプライアンス推進のための取組を統括する責任者として、専務理事をもって充てる。

2 コンプライアンス統括責任者（以下、「統括責任者」という）は、最高責任者である理事長の指示に基づき、財団におけるコンプライアンス推進のための具体的措置を講じなければならない。

(監査)

第7条 統括責任者は、財団におけるコンプライアンスの状況の点検と不正の未然防止のため、業務執行状況全般について、計画に基づき定期的に監査を実施するものとする。

2 前項の定期監査のほか、統括責任者が必要と認めるときは、随時、臨時監査を実施することができる。

3 第1項及び第2項の監査を実施するにあたり、統括責任者は、監査担当職員を指名し、監査の執行を補助させることができる。

4 統括責任者は、第1項及び第2項の監査の結果を、直近に開催されるコンプライアンス委員会において報告するものとする。

(公益通報)

第8条 コンプライアンスの推進を図るため、公益通報制度を設ける。

2 前項の公益通報制度の詳細については、別に定める「公益通報に関する規程」による。

第3章 コンプライアンス委員会

(コンプライアンス委員会)

第9条 財団におけるコンプライアンスの推進について必要な事項を検討するため、コンプライアンス委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第10条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所管する。

- (1) コンプライアンスの状況の内部監査に関すること
- (2) コンプライアンス推進のための活動方策に関すること
- (3) コンプライアンス違反事案又はその恐れのある事案に関する職員等への情報提供に関すること
- (4) コンプライアンス違反行為に対する対応策及び調査、並びに再発防止策に関すること
- (5) 調査結果に基づき、コンプライアンス違反行為が行われたか否かの認定を行うこと
- (6) 違反行為に関与したと認められる職員に対する懲罰を決定すること

(7) 利益相反に関すること

(8) 職員等のコンプライアンス意識の高揚を図るための研修の実施に関すること

(9) その他コンプライアンス推進に必要な事項に関すること

2 前項第7号の利益相反の詳細については、別に定める「利益相反マネジメントポリシー」による。

(組 織)

第11条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 理事長

(2) 専務理事

(3) 各事業部門長

(4) その他委員会が特に必要と認めた者

2 前項第4号の委員は、理事長が委嘱する。

(委員長等)

第12条 委員会の委員長は、理事長をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、統括責任者をもって充てる。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故等があるときはその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第13条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(委員会)

第14条 委員会は、定例委員会及び臨時委員会とする。

2 定例委員会は、原則として年2回開催する。

3 臨時委員会は、委員の要請により委員長が招集する。

(理事会への報告)

第15条 理事長は、第10条第3号に規定するコンプライアンス違反行為のうち、重要な案件については、その対応策と再発防止策の概要を、直近に開催される理事会において報告しなければならない。

(事務局)

第16条 委員会の事務局は、事務局に置く。

第4章 雑 則

(補 則)

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1. この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2. 就業規程類の改正・制定に伴い、第2条を変更する。

コンプライアンス委員会の所管事項として第10条第5号、第6号にコンプライアンス違反行為の認定と職員に対する懲罰に関するものを、第7号に利益相反に関するものを追記する。

コンプライアンス委員会委員は第11条第1項で役職を明記しており、任期を規定する同条第3項を抹消する。

コンプライアンス違反行為の理事会への報告については重要な案件を報告することとし、第15条を改正する。これらの変更は平成26年6月1日から施行する。

3. コンプライアンス委員会（平成29年3月23日）協議結果等に基づき、第11条、第14条第2項、第16条を改正する。この変更は平成29年7月1日から施行する。

4. 略称等の文言を整理し、令和7年1月1日から施行する。